

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

## － 2015 年一般入学試験（前期募集・本学）－

試験科目：民法（担当：法科大学院 教授 前田順司）

### 1 出題趣旨

試験問題は、民法総則の基本的な論点である取得時効を取り上げ、その完成要件とその要件のうち原告、被告が主張立証すべき事項は何かを答えさせ、さらに、判例で明らかにされている取得時効と登記の関係を問うものである。

設問 1 の取得時効の成立については、事例に従って、民法 162 条に基づき、平成元年 3 月 1 日を起算点とする 20 年の取得時効と同日を起算点とする 10 年の取得時効の成立を答える。

設問 2 の取得時効の完成要件と原告、被告が主張立証すべき事項については、民法 162 条に従ってそれぞれの取得時効の完成要件を挙げ、次に、民法 186 条にその完成要件についての推定規定が存在するため、原告の主張、立証すべき要件は、20 年の取得時効について、平成元年 3 月 1 日と平成 21 年 3 月 1 日に甲土地を占有していたことであり、10 年の取得時効については、平成元年 3 月 1 日と平成 11 年 3 月 1 日に甲土地を占有していたことと、占有開始時に X が無過失であったことと、他方、Y が主張、立証すべき要件は、占有の継続がなかったこと、X の占有が他主占有であったこと、暴行若しくは強迫又は隠匿によるものであったこと、そして、10 年の取得時効について、X が悪意であったこと、すなわち自己に所有権があると信じていなかったことを答えるものである。

取得時効と登記の関係については、判例の判示するところに基づいて、Y において、10 年の取得時効に関しては、Y が X の取得時効の完成後に甲土地の譲渡を受けた者であるから、X は、Y に対し、登記なくして対抗できないという主張をすることになる。

### 2 採点実感

設問 1、2 は、民法 162 条及び 186 条の基本的な条文の理解を問うものであり、これを理解している者にとっては、民法の上記各条文を参照しながら解答できる簡単な問題である。受験者においては、上記各条文を理解して正解を記載できた者と、186 条の条文自体理解していない者に分かれた。前者においては、一応正解の答案を記載することができているが、例えば、善意の内容として所有権があると信じたこと

であり、そうすると、Yが主張立証すべき悪意の内容は、自己に所有権があると信じていなかったことであることや、Xに所有の意思がなかったこととは、Xの他主占有の主張立証であり、このためにはXの他主占有権原と他主占有事情を主張立証する必要があることなど、原告、被告が主張すべき事柄に関する内容についても簡潔に記載すると、深みのあるより良い答案になると考えられる。

なお、民法186条の条文の解釈を正しく記載している者の中に民法188条の推定規定を挙げてXの無過失も推定されると記載していた者がいたが、民法188条によってXの無過失が推定されることはない。

民法186条を挙げて論ずることができなかった者については、民法の条文の理解が不十分であるといわざるを得ず、更なる努力を必要とする。

取得時効と登記の関係については、この点の判例を理解して、Xは、登記なくして対抗できないことを正しく記載している者が多かったが、判例自体を知らない者、判例を知っていても設問の事例に従って、10年の取得時効においては対抗できないが、20年の取得時効については対抗できる旨を正しく解答できない者もいた。

### 3 学習方法

他教科においても同様であると思われるが、民法の基礎的な論点を理解するためには、まず条文の規定をきちんと覚え、その条文が何を規定しているかを考え理解することが一番の基本である。今回の試験問題は、取得時効の成立に関しそのことを問うものである。十分な解答ができなかった者は、もう一度基本に立ち返って勉強する必要がある。そのためには、常に条文に当たり、声を出して読むことを心掛けること、条文を丸暗記するのではなく、条文の意味を自分で考えて解釈できる力を身に付けるようにすることが必要である。そのためにも、一定の教科書を決めて、それを読みこなし自分のものにすることが大切である。教科書は、自分が読みやすいものでいいが、一般論としては、民法の解釈についての通説的な理解や客観的な判例学説の状況をコンパクトにまとめているものが学生にとっては分かりやすいであろう。他方、大部なものや学説の状況を詳細に論じているものは分かりにくいであろう。